

独立行政法人水産大学校中期計画

平成18年3月31日付け農林水産省指令17水推第1175号認可
変更 平成20年3月31日付け農林水産省指令19水推第820号認可

序文

独立行政法人水産大学校（以下「大学校」という。）は、水産基本法（平成13年法律第89号）が掲げる「水産物の安定的供給」と「水産業の健全な発展」という水産政策の基本理念の実現に向け、水産基本計画（平成14年3月26日閣議決定）等を踏まえた上で、その一翼を担うものとして水産業（漁業・養殖業、水産加工業、水産流通業）及びその関連分野（海洋調査開発、漁業資機材供給等、水産関係団体、水産関係公務員等）（以下「水産に関連する分野」という。）を担う有為な人材の供給に努めてきたところである。今後も、引き続きこれらの分野で活躍できるよう水産に関する幅広い見識と技術を身に付け、創造性豊かで水産現場での問題解決能力を備えた人材の育成を目指すものとする。

このため、大学校は次の教育方針の下、真に必要な水産を担うための人材の育成に係る学理及び技術の教授及び研究に重点化する等により、国立大学法人の水産系学部等とは別に農林水産省所管の独立行政法人として存置されている意義を明確化し、大学校の独自性をさらに発揮するものとする。

水産基本法の理念の実現に向け、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応する教育を実施する。

（水産資源の持続的利用（漁業取締、資源の調査・管理を含む）、沿岸漁場環境の管理、安全な水産物の供給、効率的な水産物流通等の重要課題に対応する教育を実施）

「動機付け教育」に講義と実習等の実地教育を適切に組み合わせ、実学に立脚した教育を効果的に実施する。

水産業の特徴に対応する総合的な教育を実施する。

（生産から販売に至る水産業の各段階（海洋、漁業、増養殖、資源管理、加工流通等）の専門教育とともに、これらに一貫性を持たせる総合的な教育を実施）

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比3%の削減を図るほか、業務経費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比1%の削減を行う。

また、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、今後5年間において、5%以上の削減（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

1 運営の効率化

トップマネジメントの下、さらに迅速かつ的確に業務の改善等を行える体制を整備するため、会議運営等の大専校運営の改善を図る。

また、教育研究業務とその支援業務の効率化を図るため、業務の質に留意しつつ、定期的に業務の実施方法を点検し、所要の改善を図る。

独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価に先立ち、自らの業務の運営状況及び成果について評価の公正さを高めるため外部の者を加えた評価を実施し、その評価結果を評価委員会の評価と併せて業務運営及び中期計画の進行管理に適切に反映させるとともに評価結果を公表する。さらに、評価手法の効率化及び高度化を図るため必要に応じて評価システムの改善を行う。

2 業務の効率化

（1）教育研究業務の効率化

ア 自己点検

大専校が水産行政の一翼を担い、「水産業を担う人材の育成を図る」との設置目的を有する点を意識しつつ、教育研究活動に関する自己点検を実施し、平成21年度までに結果をとりまとめるとともに、その結果を業務改善及び中期目標等に係る実績に関する評価に活用する。

イ 教育職員に対する研修等

教育職員の資質の向上と教育研究の活性化を図るため、若手職員に積極的に研修、国内外留学等をさせるとともに、人事交流を行う。

ウ 教育職員の業績評価

教育職員の評価に当たっては、各分野の特徴に留意しつつ、教育研究実績とともに、水産業及び地域社会への貢献、大専校運営等への貢献、若手教育職員育成の実績を勘案することとする。評価の結果は大専校の管理運営、資金の配分、処遇等に適切に反映させる。

なお、研究業績等に関して大学評価・学位授与機構の審査を受けることになっており、その結果も踏まえて評価することとする。

（2）教育研究支援業務の効率化

ア 職員の研修

業務の高度化及び効率化を図るため、行政研修や専門的な知識・技術の習得に関する研修等に職員を派遣する。

イ 職員の評価

教育研究支援職員については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、新たな評価制度を導入する。

ウ 管理事務業務の効率化・高度化

総務部門等の業務について、事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による業務の効率化を行うよう努める。

エ 支援業務の効率化

建物、光熱水供給システムの保守管理など可能なものについては、業務の質に留意しつつ、コスト比較等を勘案し極力アウトソーシング等により効率化を図る。

オ 施設、船舶、設備等

教育研究の高度化、効率化に対応するため、施設、船舶、設備等の整備改修等を計画的に行う。

練習船については、業務実施上の必要性及び既存の船舶の老朽化等に伴う船舶の整備改修等を行う。また、専攻科の見直し内容や練習船の更新時期等を十分踏まえ、大学校の任務・役割にふさわしい練習船の体制について検討を行いつつ、実習生定員に対する乗船実績、教育内容の重点化等を踏まえ、適正かつ効率的な運用を行う。特に、平成19年度竣工（予定）の耕洋丸代船については、その最新設備等の教育研究等への効率的かつ効果的な活用に努める。

さらに、水産施策を推進する上で必要とする船舶を有する独立行政法人水産総合研究センター及び水産庁との連携について検討する。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 水産に関する学理及び技術の教育

水産に関連する分野を担う有為な人材を供給するため、本科（4年）並びにその教育に立脚した専攻科（1年）及び研究科（2年）において、広く全国から意欲ある学生を確保することに努め、水産に関する幅広い見識と技術を身に付けさせ、創造性豊かで水産現場での問題解決能力を備えた人材の育成に努める。

なお、大学校の設置目的に即し、入学から教育、就職指導まで一貫性のある効果的な教育研究・指導等を行う。また、学生による授業評価を含む自己点検・評価や教育職員が授業内容・方法を改善するための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。））を継続実施し教育方法の改善に努める。

（1）本科

本科では、水産全般に関する基本的な知識の上に各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成する。なお、学士の学位授与のための大学評価・学位授与機構による教育課程の認定を受ける。

（水産流通経営学科）

- ・ 水産物の流通、水産業の経営管理、水産政策及び国内外の諸情勢に関する教育及び研究を行う。
- ・ 水産物の流通、水産業の経営管理及び水産行政各分野を中心に活躍できる人材を育成する。

（海洋生産管理学科）

- ・ 船舶運航及び水産資源の持続的・科学的生産の専門知識及び技術に関する教育・研究を行う。

- ・ 海洋・水産に関する幅広い技術の修得をめざす海技士（航海）、漁業生産技術の改良・開発、漁場環境と資源の管理の分野を中心に活躍できる人材を育成する。

（海洋機械工学科）

- ・ 海洋・水産に関する幅広い技術の修得をめざす海技士（機関）の育成、船用機関・機器と環境計測機器、水産機械等に関する専門知識と技術に関する教育・研究を行う。
- ・ 水産資源の持続的利用や海洋環境保全分野を中心に活躍できる人材を育成する。

（食品科学科）

- ・ 水産食品の衛生管理、物理性状、保健機能等に関する生理・生化学並びに低・未利用資源の高度利用技術に関する教育・研究を行う。
- ・ 安全で機能性に優れた水産食品の開発・供給の分野を中心に活躍できる人材を育成する。

（生物生産学科）

- ・ 水産動植物の生物機能、繁殖、生育環境等の専門知識とこれらを資源の培養に活用する技術に関する教育・研究を行う。
- ・ 増養殖及び沿岸漁場の保全の分野を中心に活躍できる人材を育成する。

ア 水産専門教育については、諸分野が総合的・有機的に関連する水産業・水産学の特徴にかんがみ、低学年での動機付け教育から高度の専門教育までを体系的に実施する。

その際、各学科に対応する高度の専門教育を行うとともに、学科の壁を超えた異なる分野の科目の選択を学生にわかりやすく提示する等により、水産に関する学理及び技術を総合的に教育する体制を強化する。

また、特に、水産業が水産食料等の国民への安定供給を目的としていることから、水産流通等に関する教育を各種水産専門教育に共通する重要科目と位置づけ充実強化する。

イ 乗船実習等の実地体験型教育を充実させる。

水産業・水産学の特徴にかんがみ、実習等の実地体験教育を通じ、海や水産物、魚食に慣れ親しむための導入教育を強化する。

また、漁業、船舶運航、船用機関、海洋環境、つくり育てる漁業、資源管理、漁業取締、資源の有効利用等について、練習船、実験実習場での実習、情報化時代に対応した実習、現地調査等を重点的に実施する。

さらに、グローバル産業である水産業の特徴を踏まえ、練習船耕洋丸及び天鷹丸により、公海域等での漁業実習、水産資源調査・海洋調査、国際共同調査等を通じ、国際的視野での水産資源管理・利用教育を実施する。

ウ 水産行政、水産業及び消費者のニーズ等最新の動向を的確に反映した教育を強化する。

特に、水産庁をはじめとする水産行政機関、独立行政法人水産総合研究センター等の試験研究・調査・技術開発機関、水産団体・企業等の幹部・担当責任者等による講義等を体系的に実施する。

さらに、これらの機関・企業等で学生が実際に職場経験をする事は、水産業に貢献できる人材の育成において極めて効果的であることから、インターンシップの適切かつ積極的な実施を図る。

エ 高等教育に求められる教養教育及び専門基礎教育については、幅広い知識の教授及び基礎学力等の一層の向上に努める。また、必要な場合には水産専門教育との関連づけを意識しつつ、効果的・効率的に実施する。

なお、特に、実用英語教育の充実を図る。

オ カリキュラムの作成は、大学校全体及び学科として育成すべき人材像を強く意識して行うものとする。入学から卒業までを通じた教育の一貫性や基礎的・基盤的教育から高度な専門教育までのステップアップ、座学と乗船等の現場体験型実習とのリンク等に留意した効果的・効率的な科目編成と教育内容の充実に努める。

カ 教育職員自らの研究成果も含め、内外の最新の研究・技術開発情報及び演習、チュートリアル教育等問題解決型の教育手法を積極的に導入する。さらに、学内への授業公開、学生による授業評価等のFD等の取組を行う。その結果を教育方法等の改善へ活用するとともに学生の教育環境の改善を図り、これらにより教育の質的向上に努める。

キ 意欲ある学生の確保及び学生定員の充足を図る。少子化時代に対応して、定員の安定確保に留意しつつ、学生の応募状況、入学後の教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて推薦入試、一般入試等の改善を図る。

ク クラス担当による指導、修学状況の父母等への開示等を通じて学生の修学指導を実施する。

また、研究生等によるティーチング・アシスタント制度導入等、必要な教育態勢の充実を図る。

(2) 専攻科

専攻科（船舶運航課程・船用機関課程）では、船舶運航及び船用機関に関する精深な専門知識と高度の専門技術についての教育を行い、上級海技士の資格とともに水産業を担う船舶運航技術、漁業生産管理技術、船用機関技術、水産機械関連技術等を兼ね備えた、水産系の海技士として活躍できる人材を育成する。

その際、ほぼすべての学生が三級海技士試験等に合格するとともに、二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指すものとする。

意欲ある学生の確保及び学生定員の充足を図るため、本科関連学科への入学段階より、必要な教育及び学生の指導に努めるとともに、本科推薦入試制度等の点検・所要の充実を図る。また、社会経済情勢や人材需要の見通しを踏まえ、19年度専攻科生より、定員を縮小する方向で適切な規模に見直すものとする。

さらに、中期目標期間における定員充足状況、他の大学の特設専攻科における定員充足状況等水産業における海技免許取得ニーズの動向及び大学等他の機関との役割分担等を踏まえ、抜本的見直しについて検討し、その結果を取りまとめるものとする。

(3) 水産学研究科

水産学研究科では、本科又は大学で身に付けた水産に関する専門知識と技術を基盤に、さらに専門性の高い知識と研究手法に関する教育・研究を行い、高度な技術指導や企画・開発業務で活躍できる人材を育成する。

特に、水産業・水産行政・調査研究等で求められる現場での問題解決、水産施策、研究等の企画、遂行、取りまとめ等に係る高度な能力を修得させることに努める。

また、水産経営等の専門分野の充実を図り、これらも併せ、大学校の教育研究活動において、より中核的な役割を担うよう所要の教育研究態勢の整備を図る。

なお、修士の学位授与のための大学評価・学位授与機構による教育課程の認定を受ける。

2 水産に関する学理及び技術の研究

高等教育機関として、研究は、教育と一体かつ双方向で実施すべき業務であり、「水産業を担う人材を育成する」教育にとって重要な役割を担うものとして積極的に実施する。

(1) 教育対応研究

水産に関する学理及び技術の教育に資するよう、以下の研究を推進する。

- ア 水産流通経営に関する研究（水産流通経営学科）
- イ 海洋生産管理に関する研究（海洋生産管理学科）
- ウ 海洋機械工学に関する研究（海洋機械工学科）
- エ 食品科学に関する研究（食品科学科）
- オ 生物生産に関する研究（生物生産学科）
- カ 水産に関する研究（水産学研究科）

(2) 行政・産業対応研究活動

教育への反映とともに、行政・産業への貢献につながる以下の分野の研究活動を推進する。

- ア 水産物の流通及び水産業の経営管理の高度化並びに水産政策の分析（水産流通経営学科）
- イ 水産資源の調査・解析方法と評価（海洋生産管理学科）

- ウ 環境との調和や省人・省力に着目した水産機械システム（海洋機械工学科）
- エ 水産食品の安全管理、機能性と有効利用（食品科学科）
- オ 増養殖技術の高度化と沿岸環境・生態系の保全（生物生産学科）
- カ 下関を中心とするフグ産業の高度化（学内共通）

（３）共同研究等の推進

大学校の教育研究活動充実の一環として、外部競争的資金の獲得及び依頼による受託調査研究等を積極的に推進し、また、外部との企画調整を図りつつ、国、地方公共団体、水産団体、大学、民間企業等との共同研究等を実施する。

（４）研究活動充実のための措置

研究のインセンティブ向上等を通じ、研究活動の充実を図るため、研究の客観的評価と予算配分等への反映、産学公連携の組織的対応の強化等を図る。

3 就職対策の充実

「水産業を担う人材を育成する」との大学校の目的にかんがみれば、学生の就職は教育機関たる大学校事業の到達点である。また、大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせることは、学生本人はもとより就職先、ひいては我が国社会にとって有益なことである。このことから、教職員を挙げて就職に関する取組を充実させ、内定率の維持・向上を図るとともに、水産に関連する分野への就職割合（内定者ベース）が75%以上確保されるよう努める。

このため、統一方針の下、大学校全体での取組と科レベルの取組との有機的連携により就職対策の一層効果的な推進を図る。具体的には、入学時からの動機付け等の教育や指導、就職関連情報の収集と学生への効果的な提供、職員による企業訪問や情報発信、インターンシップの支援等につき組織的対応を強化する。

4 教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等

（１）行政との連携

大学校は、水産業を担う人材の育成を図るため水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことから、行政機関との密接な連携を図り、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応する教育研究成果の活用等を通じて行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力する。

（２）業務の成果の公表・普及

大学校の研究や教育活動の成果は、社会に向け情報発信を行い、行政、試験研究、国民一般等に活用されることが重要であり、これは、広い意味で大学校の設置目的である「水産業を担う人材の育成」に通じるものである。このため、以下の情報発信等の取組を積極的に推進する。

ア 大学校の研究業績の公表を目的として、「水産大学校研究報告」を発行する。

また、学会等への一層の貢献と大学校研究活動の積極的PRのため、本研究報告を含めた研究成果情報発信の充実を図る。

イ 研究業績は、水産大学校研究報告、国内外の学会等で論文等として毎年70件以上公表する。なお、ファーストオーサー論文の割合を高めるとともに、よりインパクトの高い発表媒体への公表に努める。

さらに、専門書、啓発書、専門誌等への寄稿、講演会及びセミナーの講師派遣等を積極的に行い、成果の普及に努める。

ウ 研究課題及び研究成果の公開、公表、広報等を目的として、大学校教育職員の研究活動の状況に関する情報を取りまとめ、大学校ホームページなどで積極的に公開する。

エ 研究成果等の大学校の業務関連情報については、ホームページへの掲載、印刷物、プレス発表等による広報活動を積極的に実施する。

オ 研究成果のうち特許等の知的財産権となりうるものについては積極的に出願し取得に努めるとともに、その利活用等により成果の普及を図る。

(3) 研修

水産に関する人材の育成と技術向上のため、下記の研修を実施する。

ア 漁業者、水産関係に従事する公務員等の水産関係者への教育研修活動

イ 水産先進国として、資源管理、水産養殖等の技術及び知識修得のための外国人研修を関係機関からの受託等により行うとともに、海外での技術協力等の国際的な貢献活動

(4) 公開講座等の実施

大学校の教育研究成果の普及を通じ、資源管理の推進、つくり育てる漁業の振興、安全な水産食料の供給など水産施策に関する啓発とともに水産や海についての理解の促進を図るため、広く国民一般を対象とした公開講座等を開催する。

(5) その他活動の推進

ア 国内外の大学・試験研究機関等と連携・協力、交流を行い、大学校が実施する教育研究の深化とレベルアップに努める。

イ 図書館開放等により、水産関係者や一般の者による利用を図る。

ウ 大学校自身の教育研究活動に資するよう、職員、練習船等により行政機関への助言、学会活動への協力等の社会的貢献活動を行う。

5 学生生活支援等

(1) 学生のインセンティブの向上

学生のインセンティブ向上等のため、学業優秀等、学生生活において顕著な実績が認められる学生の学校表彰制度を設ける。

また、経済的理由による学業の継続が困難な成績優秀者については、授業料免除制度を適用し、支援する。

(2) 学生生活支援

クラス担当教員制度による相談や看護師による相談と簡単な治療、学校校医制度による相談等に加え、メンタルヘルス対策の充実に努める。また、個室化した学生寮における学生間の円滑なコミュニケーション促進等の指導に努める。

さらに、学生への住居、アルバイトの斡旋等の支援を図る。

(3) 課外活動支援

体育施設の整備・維持管理の充実、適切なクラブ指導の実施、大・中・小の各校が特色あるクラブの育成等、課外活動支援を充実する。

(4) 産業界・地域との連携

教育研究、就職対策等のより効果的・効率的な実施のため、企業、地方公共団体等との連携を図る。

予算（人件費の見積りを含む） 収支計画及び資金計画

1 予算

(1) 予算

平成18年度～平成22年度予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,033
施設整備費補助金	2,355
船舶建造費補助金	3,786
受託収入	271
諸収入	2,620
授業料収入	2,106
その他収入	514
計	20,065
支出	
業務経費	2,917
教育研究業務費	909
練習船業務費	1,675
学生部業務費	205
企画情報部業務費	128
施設整備費	2,355
船舶建造費	3,786
受託経費	271
一般管理費	1,130

人件費	9,606
計	20,065

[人件費の見積もり]

期間中総額 7,390百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(2) 運営費交付金の算定ルール

[運営費交付金算定のルール]

1 平成18年度運営費交付金は次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = ((\text{前年度一般管理費相当額} - A) \times \text{効率化係数}(97\%) + (\text{前年度業務経費相当額} - B) \times \text{効率化係数}(99\%)) + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm$$

：効率化係数(97%) ；効率化係数(99%)

：消費者物価指数 ；各年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費} = (\text{前年度人件費(除く退職手当)} - C) \times 0.99 \text{以下} + \text{退職手当} + \text{雇用保険、労災保険増}$$

A + B + C = 勧告の方向性を踏まえて効率化する額

2 平成19年度以降については次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = (\text{前年度一般管理費相当額} \times \text{効率化係数}(97\%) + (\text{前年度業務経費相当額} \times \text{効率化係数}(99\%)) + \text{人件費} - \text{諸収入} \pm$$

：効率化係数(97%) ；効率化係数(99%)

：消費者物価指数 ；各年度の業務の状況に応じて増減する経費

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当} + \text{休職者・派遣者} + \text{再任用職員給与} + \text{雇用保険料} + \text{労災保険料} + \text{児童手当拠出金} + \text{共済組合負担金}$$

$$\text{基本給等} = \text{前年度の(基本給} + \text{諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times (1 + \text{給与改定率})$$

(注)消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。

ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1. 人件費については、今後5年で5%削減されるよう調整した額を推定。
2. 給与改定率、消費者物価指数についての伸び率を0%と推定。
3. 勧告の方向性を踏まえて効率化する額は、一般管理費7,967千円と推定。

2 収支計画

平成18年度～平成22年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

費用の部	13,877
経常費用	13,877
教育研究業務費	547
練習船業務費	1,598
学生部業務費	177
企画情報部業務費	121
受託業務費	271
一般管理費	1,091
人件費	9,606
減価償却費	466
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	13,877
運営費交付金収益	10,520
授業料等収入	2,620
受託収入	271
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	448
資産見返物品受贈額戻入	18
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
純利益	0

[注記]

1. 収支計画は、予算ベースで作成した。
2. 当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 「受託収入」は、農林水産省及び他省庁の委託プロジェクト費等を計上した。

3 資金計画

平成18年度～平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額

資金支出	20,065
業務活動による支出	13,411
投資活動による支出	6,654
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	20,065
業務活動による収入	13,924
運営費交付金による収入	11,033
授業料等による収入	2,620
受託による収入	271
その他の収入	0
投資活動による収入	6,141
施設整備費補助金による収入	2,355
船舶建造費補助金による収入	3,786
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

[注記]

1. 資金計画は、予算ベースで作成した。
2. 「受託収入」は、農林水産省及び他省庁の委託プロジェクト費等を計上した。

短期借入金の限度額

3億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れが遅延。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

期間中に整備を計画している耕洋丸の代船建造に伴い、不要となる現練習船耕洋丸(1988.62トン)を売り払う。

剰余金の使途

剰余金が生じた場合は、業務の充実を行うことを目的として、教育研究機器等の購入、学生生活支援等に使用する。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び船舶整備に関する計画

施設整備計画

業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設、設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。

内 容	予 定 額
講義棟更新工事等 教育研究業務に必要な施設の整備	百万円 2,355±

(注) : 各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費
船舶の整備

業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の船舶の老朽化等に伴う船舶の整備改修等を行う。

内 容	予 定 額
所有する船舶の整備	百万円 3,786±

(注) : 実施年度に増減する船舶の整備等に要する経費

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 方針

中期・年度計画及び中期・年度事業報告書の作成、情報の公開等の事務に加え、少子化を巡る高等教育の定員充足と学生多様化の問題への対応、学生の就職支援など充実強化すべき事務等への要員配置が必要になるが、事務等を簡素化・効率化するとともに役員の事務取扱い及び教育職員の併任体制により対処し、要員の合理化に努めることとする。

イ 人員に係る指標

大学校の教育において制度的に不可欠な次の職員を確保する。

- a 学位授与のため、大学設置基準に基づく必要な教育職員
- b 海技資格の取得のための教育に必要な教育職員
- c 船舶に必要な法定定員

これら以外の常勤職員数については、期初を上回らないものとする。

(参考)

- 1) 期初の常勤職員数 196人
- 2) 期末の常勤職員数見込み 187人

(2) 人材の確保

職員の採用については既存の制度の活用に加え、独自の採用制度の検討を行う。特に教育職員の選考採用に当たっては公募を原則とする。

また、若手教育職員の採用に当たっては、任期付任用も含め新たな方法の導入を

検討する。さらに、活性化と業務の充実に資するため、国、大学、他の独立行政法人及び民間研究機関等との人事交流を行う。

3 積立金の処分に関する事項 該当なし

4 情報の公開と保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき適切な情報の公開を行う。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき個人情報の適切な管理を行う

5 環境対策・安全管理の推進

環境への負荷を低減するため「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく環境物品の購入等の取り組みを実施し、それらを環境報告書として作成の上公表する。また、環境に配慮した教育研究活動の実施に努める。

労働安全衛生法（昭和22年法律第49号）に基づき職場の安全衛生を確保するとともに、学生の安全に配慮した教育研究活動の実施を図る。